

事業計画

事業方針

新型コロナウイルス感染症により、我々の生活は大きな影響を受けてきました。人と人とのふれあいや外出機会の減少により運動・認知機能が低下する方の増加とともに原油価格・物価高騰の影響等により、日々の生活の中で不安や行き詰まり、孤独・孤立を感じる方の増加が心配されます。

職員による訪問活動や民生児童委員・福祉協力員等の福祉関係者と協力・連携し、住民の課題・福祉ニーズの把握に努め、それぞれの地域で暮らす方が活躍し地域に合った福祉活動を進めることで、すべての人々が問題を抱えながらも互いに支え合い、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていける地域共生社会の実現を目指します。また、心配される自然災害に対応できるボランティアセンターの機能強化を図っていきます。

介護保険事業については、在宅で介護を必要とする方に対し、今後も利用者に満足していただける質の高いサービスを提供していけるよう介護職員のスキルアップを図るとともに処遇改善とあわせて人材の確保を行いサービス提供体制の強化を図っていきます。また、今後更に進行する高齢化へ対応していくため、介護の担い手づくりとして介護職員初任者研修を開催し、地域の介護力アップを図っていきます。

上記に基づき、住民やボランティア、民生児童委員、福祉協力員、福祉推進員、行政等、関係団体・関係者と連携・協力し、「やさしい気持ち おもいやりの気持ちで つながるまち」の実現を目指して次の各事業に取り組みます。

事業内容

1. 組織の充実と会員の拡大

(1) 組織の運営

理事会、評議員会等を開催し、組織内の情報の共有・意識疎通を図り、地域福祉について理解を深め事業を推進します。

- ①理事会 (4回予定 6月2回・11月・3月)
- ②評議員会 (3回予定 6月・11月・3月)
- ③監事会 (5月)
- ④正副会長会 (随時)
- ⑤評議員選任解任委員会 (随時)

(2) 財政基盤の強化

社協の活動、会費の使途等について福祉だよりに掲載するなどして活動の周知を図り会員の確保と拡大を推進し、事業実施に必要な自主財源増収に努めます。

(3) 地域福祉活動計画の見直し

令和元年度から5年度までの5年間を計画期間として策定した地域福祉活動計画について評価を行い、町の地域福祉計画と一体的に見直しを行います。

(4) 職員の育成・スキルアップ

職員個々の資質の向上、担当業務のスキルアップを目的として、県社協などが行う外部研修に積極的に職員を参加させます。

2. 広報・啓発活動

(1) 広報紙「やおつ福祉だより」の発行（共同募金配分金事業）

社協及び社協事業について住民にお知らせし理解いただくため、広報紙「やおつ福祉だより」を発行し、町内全戸に配布します。（年4回発行）

(2) 社会福祉大会の開催（共同募金配分金事業）

多年にわたり社会福祉活動に功労のあった方々を顕彰するとともに社会福祉に対する理解を深めていただくことを目的とした福祉講演会を開催します。

(3) 社協の見える化の推進

様々な世代に対して社協の活動を知ってもらうため、新聞やインターネット、ケーブルテレビなどを活用した情報発信を行います。ホームページの機能向上、SNSの活用について検討します。

3. 調査・研究

(1) 権利擁護（成年後見）に関する研究

高齢化の進展にともない増加が見込まれる認知症高齢者の権利侵害・財産権の侵害からの保護、日常的な権利行使の保障など、権利擁護に関する課題や取り組みについて研究を行います。

(2) 孤立・孤独対策に関する研究

長引くコロナ禍の影響で深刻となった孤独・孤立の問題に対して、住民の理解を進め必要な支援や対策につなげていくため、研究会（講演会）を行います。

(3) 制度のすき間にある方に対する支援サービスに関する研究

介護保険サービス等の対象とはならないものの生活の中で何らかの支援が必要となる方に対する支援の仕組みづくりについて研究を行います。

4. 相談・支援事業

(1) 福祉総合相談の実施

職員が相談窓口となり、電話や面談により相談を受け、関係機関と連携しながら解決に向けた支援を行います。（随時）

(2) 無料法律相談の実施（共同募金配分金事業）

生活の中で発生する法律的な問題の解決に向けた相談・支援を目的として弁護士による無料法律相談を実施します。（年6回）

(3) 労務・年金相談会の開催

年金に関する疑問や心配ごと、職場の労働問題に関する相談に社会保険労務士が電話で応じる労務年金問題相談を実施します。(随時)

(4) 生活困窮者に対する支援（県社協協定事業）

生活に困窮し、不安や困りごとを抱えている方の相談を受付け、県や県社協、町と連携しながら支援制度の紹介や関係機関へつなぐなどの支援を行います。

(5) 日常生活自立支援事業（県社協委託事業）

認知症高齢者、知的・精神障がい者等のうち判断能力に不安がある方が、地域で安心して自立した生活を続けられるよう本会と契約を締結し、生活支援員が定期的に訪問して福祉サービスの契約の代行や預貯金の出し入れ等のお手伝いを行います。

5. 地域福祉活動の推進

(1) 地域支援体制づくり

生活支援コーディネーターを中心に町・関係団体等と協力連携し、地域資源の把握、情報の共有、既存事業の発展・拡大、サービスの検討・開発を行いながら、地域の支え合い体制づくりを推進します。また、住民の福祉ニーズの把握に努めます。

(2) 小地域福祉活動の推進

民生児童委員・福祉協力員・福祉活動推進員（自治会長）と連携・協力し、地域の福祉課題の把握、解決に向けた取り組みを行います。また、小・中学校区単位で行われる住民主体の地域福祉活動に対して、活動費を助成するなどして活性化を図ります。

(3) ふれあいいきいきサロン活動の推進

新型コロナの影響により長期間にわたり活動を縮小・自粛してきたサロンに対して活動の再開に向けた働きかけを行っていきます。また、町内のいきいきサロンをまとめた「サロンマップ」を作成・配布し、活動の活性化を図ります。

(4) 地域の憩いの場づくりの推進

東部地区において、住民が気軽に集い交流することができる憩いの場（くたみん）づくり活動を地域の方やボランティア等と協力しながら再開します。

(5) チョコっと支えあい活動・おしゃべり隊活動の推進

高齢者等の生活上のちょっとした支援ニーズに応える互助組織「チョコっと」「おしゃべり隊」の活動について周知し、利用者及びボランティアの拡大を図るとともに住民のニーズと活動を結び付けるコーディネートを行います。

(6) 地域の見守り活動の推進

生活の中で地域の変化に気を配る「みまもり隊ボランティア活動」への参加を住民に呼びかけるとともに「みまもり隊通信」を発行するなどして地域内のゆるやかな見守り体制を充実します。

(7) 地域協議会の開催

町内の社会福祉法人が、地域公益事業を含む社会福祉充実計画を作成する際、その計画に地域の福祉ニーズが的確に反映されているか住民及び関係者の意見を聴く地域協議会を開催します。

6. 住民の移動手段の確保

(1) 東部地域デマンド交通事業（町委託事業）

町内東部地区において住民の協力により運行しているデマンド交通について、利用者の声を聞きながらより良い公共交通となるよう改善を図りながら運行を行います。

7. ボランティア活動の推進

(1) ボランティア活動の普及・啓発

町内で行われているボランティア活動について福祉だよりなどで紹介するとともに住民のニーズに応じたボランティア活動者の養成講座を開催、活動参加の呼びかけをするなどして活動を始めるきっかけづくりを行います。

(2) ボランティア活動者の支援

ボランティア活動者が打合せや活動を行う会議室や活動に使用する器材等の貸出し、ボランティア活動保険料・活動費の助成などの支援を行います。

(3) 福祉教育の推進

①福祉協力校・福祉協力園の指定と助成（共同募金配分金事業）

町内の全ての小・中・高等学校・保育園を福祉協力校・園に指定し、各学校や保育園、地域の特色を生かした子どもの福祉の心を育てる福祉教育・福祉活動を推進します。

②学校で行われる福祉講座への協力

学校で総合学習の時間等を利用して行われる点字・手話学習の講師の紹介、車いす・ガイドヘルプ・高齢者体験などに職員の派遣、使用する器材の貸出しを行います。

(4) ボランティア団体リーダー交流・研修会の開催

町内のボランティア団体の活動の活性化を目的に相互に情報・意見交換する機会づくり、リーダーに対する研修会を行います。

(5) 災害ボランティア研修会の開催

住民参加による災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を開催し、災害発生時のセンター設置の手順を確認するとともに災害ボランティア登録者の募集を行い、万一の災害に備えます。

8. 在宅福祉の推進

(1) 健康・生きがいづくり

①らく楽トレーニング講座、らく楽自主トレーニング開催（町委託事業）

主に高齢者の方を対象に介護予防と心身機能の向上を目的にトレーニング機器を使って行う運動について学ぶ講座を開催します。また、講座修了者が自主的に運動を行う「らく楽自主トレーニング」を開催します。

②脳トレ・ウォーキングプリントの作成・配布

頭と心、体の健康づくりを目的として作成した「脳トレ・ウォーキングプリント」を社協窓口やいきいきサロン・らく楽自主トレーニングの参加者などへ配布します。

(2)介護者の支援

①介護者のつどい（町委託事業）

寝たきり等の高齢者を介護されている方同士の交流とリフレッシュの機会づくりとして交流会を開催します。

②新たな介護人材の育成、地域介護力の向上への取り組み

新たに介護の職を担う人材を育成するとともに地域や家庭の介護力の向上を図ることを目的に住民向けの介護職員初任者研修を御嵩町社会福祉協議会と協力して開催します。また、受講者に対して受講料の一部を助成します。

9. 新型コロナウイルス感染症に関連する取り組み

(1)新型コロナ感染症に関わる生活支援

新型コロナウイルスに感染し、日常生活に影響を受ける方に対して必要な支援を行います。

(2)生活福祉資金特例貸付借受者へのフォローアップ

新型コロナ感染症の影響により特例貸付の貸付けを受けた方のうち気になる世帯に対し、生活再建に向けたフォローアップを行います。

10. 介護保険等事業

(1)訪問介護事業

介護保険法に基づき、要介護と判定された高齢者等の自宅へ訪問介護員（ヘルパー）を派遣し、入浴や排せつ、食事等の介護や掃除、洗濯等の家事、生活等に関する相談や助言を行います。研修会などを通じて職員の介護技術の向上に努めます。

(2)介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス

在宅の要支援者で事業対象者と判定された方の自宅にホームヘルパーを派遣し、本人に残された身体機能を可能な限り活用しながら地域において自立した生活を継続できるよう支援します。

(3)居宅介護支援事業

介護保険法に基づき、要介護者本人からの依頼を受け、介護支援専門員（ケアマネジャー）が介護サービスの利用に関する相談・支援、サービス利用計画（ケアプラン）の作成を行います。介護支援専門員を複数人体制とし、体制強化を図ります。

(4)介護保険関連事業（町委託事業）

町から委託を受け、要介護認定のための訪問調査、住宅改修のためのケアプランの作成支援を行います。

1 1. 福祉援助事業

(1) 児童福祉

① 育児用品等購入費助成事業（共同募金配分金事業）

子育て中の親を支援するために１歳までの乳児が使用する紙おむつ等の育児用品の購入費を助成します。（乳児１～２人目１万円、３人目以降３万円）

② おもちゃ病院の開設

町内のボランティアに協力いただき、壊れたおもちゃを受付け・修理し、子どもの物を大切に作る心を育むおもちゃ病院を開設します。

③ 産前・産後ヘルパー派遣事業

産前・産後に母親が体調不良などにより家事や育児を行うことが大変な世帯にヘルパーを派遣し、支援を行います。

④ 新入学児童お祝い事業（共同募金配分金事業）

町内の小学校に入学する全ての新１年生の健やかな成長を願い、児童に対して記念品（文房具）を贈呈します。

⑤ 子どもの学習支援・居場所づくり事業（県委託事業）

生活に困窮する世帯の子どもを含む小・中学生を対象に子どもが学習や遊び、福祉体験等を通じて安心して過ごすことのできる居場所づくりを行います。

⑥ 子育て用品のリユース事業

家庭で不用となったベビーベッド、ベビーカーなどの情報を住民から登録いただき、本会のホームページで公開するなどして、それらを必要とする方とのマッチングを行います。

(2) 高齢者福祉

① ふれあい型食事サービス事業

調理・配達ボランティアの協力で月２回ひとり暮らしの高齢者・高齢者世帯等の内、希望者へ有料で夕食を配達し、ふれあいを行います。

② ひとり暮らし高齢者等訪問事業

地域でひとり暮らしをする７５歳以上の高齢者宅を職員が訪問し、生活状況の確認・福祉課題の有無の聞き取りを行うとともにふれあい、見守りを行います。

③ 歳末訪問事業（共同募金配分金事業）

ひとり暮らしの高齢者・高齢者世帯の方に明るい新年を迎えていただけるよう町赤十字奉仕団の協力で、年末に激励品を持って訪問します。

④ 歳末お便り激励事業（共同募金配分金事業）

民生児童委員の協力により７５歳以上のひとり暮らしの高齢者宅へ年賀状を作成・送付します。

⑤ 福祉用具貸与事業（介護用ベッド、車いす、松葉づえ）

病院からの一時退院やケガなどにより、短期間介護用品が必要になる介護保険対象外の方に対して福祉用具を無料で貸し出します。

(3) 障がい者福祉

① 障害者在宅生活自立支援事業

身体・知的・精神障がい者が自宅において自立した生活ができるようホームヘルパーが介護や家事の支援を行います。

② 重度心身障がい者等へ交通費の助成（町委託事業）

重度心身障がい児・者、人工透析治療を受けている方に対し、通院のための交通費の助成を行います。

③ 視覚障がい者へ音訳サービス

音訳ボランティア“山びこ会”の協力で福祉だより・町の広報等を音訳し、町内の視覚障がい者へ郵送します。

④ 車いす搭載軽自動車（きぼう号）の貸出し

移動に車いすを必要とする高齢者や障がい者などの外出を支援するため、車いすのまま乗り込める軽自動車の貸出しを行います。

(4) 母子・父子福祉

① 仲よしシネマデイの実施（共同募金配分金事業）

母子・父子家庭の思い出づくりとして、夏休み・冬休み期間に親子で楽しめる映画券の配付を行います。（年2回）

(5) 低所得者福祉

① 生活福祉資金の活用指導（県社協委託事業）

生活に必要な資金を他機関からの借り入れることが困難な低所得世帯、高齢者、障がい者に対し、世帯の経済的自立を目的として民生児童委員と連携しながら資金の貸付と必要な援助・指導を行います。

② 生活一時資金の貸付

緊急的に生活費を必要とする方に対して、他の援助を受けるまでの間、本会独自に5万円を上限として資金の貸し付けを行います。

③ 日常生活自立支援事業利用料の助成（共同募金配分金事業）

日常生活自立支援事業の利用者の内、所得が少ない方に対して利用料の半額を助成します。

④ フードドライブへの取り組み

病気や障がい、失業などにより困窮状態となり、食べる物に困る方があった場合に提供する食品の備蓄を町内の社会福祉法人、住民等と協力して行います。

(6) 被災者福祉

① 災害見舞金の支給

自然災害や火災により重大な被害を受けた世帯に対して災害見舞金を支給し、生活の援助を行います。

② 災害被災者支援活動

町内で大規模災害が発生し、ボランティアの受入れが必要となった際に災害ボランティアセンターを立ち上げ、被災世帯を支援するためのボランティア派遣の調整等を行います。また、必要に応じて赤十字奉仕団の協力で炊き出しを実施します。

(7) その他の福祉

①戦没者合同追悼式の開催（町補助事業）

町内の戦没者を追悼し、平和を祈念する追悼式典を町連合遺族会、町と協力して開催します。

1 2. 運営基金の造成

(1) 運営基金の積立と活用

福祉充実計画に基づく事業の適正な実施と合わせ、運営基金の有効活用について検討を行います。

1 3. 共同募金運動等への協力

(1) 赤い羽根募金・歳末たすけあい募金

自治会を通じて共同募金運動の意義についての周知を行い、理解と関心を高め、募金の拡大に努めます。また、法人や社会福祉施設への募金の募集、街頭募金、福祉センターでの窓口募金を実施します。（10～12月）

(2) その他の募金（災害義援金等）

大規模な自然災害などが発生した場合に各都道府県の共同募金会が行う災害義援金の募集に対し、迅速かつ適切な対応を行います。

1 4. その他

(1) レクリエーション器具などの貸出し

いきいきサロンなどで使用するレクリエーション器具やマイク設備、非接触型体温計、ハンディカラオケ、DVDデッキ、ハンドベル等の貸出しを行います。

(2) 福祉教育に使用する器材、書籍の貸出し

学校の福祉教育の中で使用する高齢者体験セットや点字板、白杖、アイマスク、点字や手話に関する書籍の貸出しを行います。

(3) 福祉関係者及び団体の活動支援

本会が事務局となっている下記団体の活動支援を行います。

- ・町老人クラブ連合会
- ・町身体障がい者福祉協会
- ・町赤十字奉仕団